令和７年４月時点

集団資源回収の手引き（２）

～補助金申請手続きについて～

【問合せ】
越谷市役所資源循環推進課
電話：０４８－９６３－９１８１
受付時間：月～金曜日、８時３０分～１７時１５分

１年間の流れ

奨励補助金交付申請の受付は、年に２回（７月、１月）行います。
申請受付を行う前月の下旬頃に、代表者宛に申請受付期間の案内をします。
申請受付と補助金交付に関する１年間の流れは下の表のとおりです。
また、新規登録団体は、登録前に実施した資源回収分については補助金交付の対象になりません。
補助金交付申請を行う方は、団体に所属している方であればどなたでもかまいません。皆様でご協力いただき、必ず期間内に申請を行って下さい。

年間予定表	
６月	当該年度の奨励補助金の概要と前年度の実績、第１期補助金交付申請受付の通知
７月	第１期補助金交付申請受付　（１月～６月実施分）
９月	第１期補助金の確定通知書を送付（中旬頃） 第１期補助金を指定口座へ振込（月末頃）
１２月	第２期補助金交付申請受付通知
１月	第２期補助金交付申請受付（７月～１２月実施分）
３月	第２期補助金の確定通知書を送付（中旬頃） 第２期補助金を指定口座へ振込（月末頃）

申請書類について

申請の際は、以下の書類①～②が揃っているか確認をしてください。

①越谷市資源回収奨励補助金交付申請書（３枚つづり）・・・１部

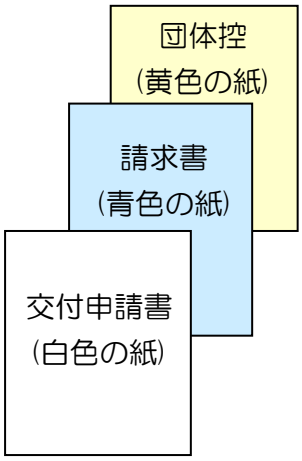

資源回収業者から受け取った伝票の回収量と回収業者名を『越谷市資源回収奨励補助金交付申請書に記載してください。
１ヶ月に複数回資源回収を実施する場合、資源回収量を月単位で合計し、記入してください。
（記入については補助金交付申請受付の通知とともにご案内します）

※交付申請書はＡ４判で申請書（白色の紙）、請求書（青色の紙）、団体控（黄色の紙）の３枚複写になっています。
記入漏れがないか確認して、団体控えを取らず、３枚ともご提出ください。

②団体名が入っていて回収量が記載されている伝票（仕切り書等）

資源回収業者が発行する伝票です。実績報告書に記入された内容を確認するため、
必ず資源回収実施回数分をすべて提出してください。
なお、提出された伝票につきましては、返却ができませんのでご注意ください。

申請先について

補助金交付申請書類は郵送または郵送、電子申請で受付しています。

・郵送申請

以下の住所にご提出ください。
〒３４３－８５０１
越谷市越ヶ谷四丁目２番１号
越谷市資源循環推進課　宛

・来庁による申請

越谷市役所第三庁舎４階資源循環推進課窓口カウンターまでお持ちください。

・電子申請

本市のホームページ及び補助金交付申請受付の通知に記載されている URL 及び二次元バーコードからご申請ください。

資源物の持ち去りについて

ごみ集積所の資源物が、抜き取られているとの情報が市に寄せられることがあります。集団資源回収は、資源物を住民自らの手で継続的に回収し、資源の再利用を図るための活動です。市で行う収集とは異なる活動であることをご理解いただき、市の収集（行政回収）に出された**資源物をごみ集積所から抜き取らないようにしてください。**

事業所から出る事業系の資源物について

補助金の交付対象になる資源物は家庭から出された資源物のみです。**会社・事務所・商店などから出る事業系の資源物は対象となりません。**